○経済産業省令第　　号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年　　月　　日

経済産業大臣　○○　○○

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（電磁的記録による提出） 第十二条　第十条の規定による調査票の提出は、第八条の規定により報告すべきこととされてい

（集計及び公表）

第十二条　経済産業大臣は、受理した調査票及びファイル（以下「調査票等」という。）を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

（調査票等及び集計表の保存期間）

第十三条　経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

る事項を調査票の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。

（集計及び公表）

第十三条　経済産業大臣は、受理した調査票及び電磁的記録並びにファイル（以下「調査票等」という。）を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

（調査票等及び集計表の保存期間）

第十四条　経済産業大臣の保存する調査票及び電磁的記録の保存期間は、一年とする。

2　経済産業大臣は、調査票等及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。）を永年保存する。	2　経済産業大臣は、調査票等及び集計表を収録した電磁的記録を永年保存する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査規則第一条に規定する生産動態調査については、なお従前の例による。